

## 研修事業

(はじめに)

障害のある幼児児童生徒に対する教育を担当する教職員については、障害に関する知識・技能を有することに留まらず、国の教育政策を踏まえた対応や障害に関する最新の知見など、多様化する児童生徒の障害に応じた指導や支援にかかわる専門的な知識や技能の習得が求められている。

このような状況を踏まえ、本研究所においては、障害のある幼児児童生徒の教育に関して各都道府県等において指導的立場に立つ教職員を対象として以下のような研修を実施している。

国の特殊教育の施策を地方において実践する、指導的立場に立つ中核的教職員の専門性・資質向上のための研修

政策的重要度の高い、又は喫緊の課題に対応した研修

地方公共団体での研修を実施することが困難な課題に対応した研修

研修の企画・実施に当たっては、国の政策課題の実施や各都道府県等の行う研修の先導的な役割を果たし、各地方公共団体等における障害児教育のいわゆるリーダーを養成することをねらいとするなど、各地方公共団体・大学等の行う研修・講習との役割分担を重視した見直しを進め、障害児教育に関する最新の知見や研究成果に基づく講義・演習、国・地方公共団体・学校の教育課題にかかわる研究協議等を取り入れて、専門的な知識の習得や実践力の向上を図っている。

また、引き続き各種研修において、修了直後の受講者アンケートを実施し、不断の改善・充実に結果を反映させているほか、情報通信技術を活用した講義配信、情報提供を行い、各都道府県等における研修の充実に努めたところである。

### 1 研修事業の実施状況

平成17年度の研修事業については、平成16年度の実施実績を踏まえ、内容の改善・募集人員の見直しを行ったほか、教育現場の喫緊の課題の解決を図るため、筑波大学附属久里浜養護学校との共同で企画・実施する自閉症教育推進指導者講習会を新たに開設して実施した。

主な改善点・実施状況は、以下のとおりである。

( 1 ) 長期研修及び短期研修

名 称		期 間	受講者数 (募集人員)	受 講 資 格	免許法認定講習受講による取得可能免許状
長期研修 (特殊教育指導者養成研修)		平成17年 4月11日(月) 、 平成18年 3月17日(金)	22名  (35名)	対象： (1)盲学校・聾学校・養護学校及び、幼稚園・小学校・中学校・高等学校、教育委員会、特殊教育センター等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員であること。 (2)障害のある幼児児童生徒の教育に関し都道府県等で指導的立場に立つ者であること。 (3)特殊教育に関する基本的知識を有していること。 受講資格：(1)及び(2)の双方を満たすこと) (1)原則として教職員経験年数5年以上 (2)原則として障害のある幼児児童生徒の教育経験年数3年以上	盲・聾・養護学校教諭 専修・一種・二種 免許状
短期 研 修 一 期 特 殊 教 育 中 堅 教 員 養 成 研 修 二 期 三 期	視覚障害教育コース	平成17年 5月 9日(月) 、 平成17年 7月 8日(金)	11名  (20名)	対象： (1)盲学校・聾学校・養護学校及び、幼稚園・小学校・中学校・高等学校、教育委員会、特殊教育センター等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員であること。 (2)将来、障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つと期待される者であること。 (3)特殊教育に関する基本的知識を有していること。 受講資格： 教職経験年数3年以上	盲 学 校 教 諭 一 種 ・ 二 種 免 許 状
	聴覚障害教育コース		16名  (20名)		聾 学 校 教 諭 一 種 ・ 二 種 免 許 状
	言語障害教育コース		10名  (20名)		養 護 学 校 教 諭 一 種 ・ 二 種 免 許 状
	情緒障害教育コース		54名  (40名)		
	肢体不自由・病弱教育コース	平成17年 9月 5日(月) 、 平成17年11月10日(木)	38名  (50名)		養 護 学 校 教 諭 一 種 ・ 二 種 免 許 状
	知的障害教育コース	平成18年 1月11日(水) 、 平成18年 3月15日(水)	73名  (100名)		
短期研修合計			202名  (250名)		
研 修 合 計			224名  (285名)		

長期研修（特殊教育指導者養成研修）

長期研修は、障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、今後、障害のある幼児児童生徒の教育に関し都道府県等で指導的立場に立つ者を対象として、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その識見を高め、指導力の向上を図ることを目的としている。平成17年度は、15道県から22名の教員が受講し、講義、実地研修、課題研究等を通して研修が進められ、全員が修了した。

修了前に、全研究職員が参加して例年行っている長期研修員の研修成果報告会は、今

回新たに口頭発表の要素を一部加えたポスター発表形式で行った。作成したポスターの前に立ち発表を行い、参観者の質問・意見に対して応答や議論を行う形式とし、従前のやや一方的な口頭発表・質疑に比べ、有意義な報告会となったのではないかと思われる。

#### 短期研修（特殊教育中堅教員養成研修）

短期研修は、障害のある幼児児童生徒の教育に従事する教職員に対し、専門的知識や技術を習得させるなど必要な研修を行い、もって資質の向上と指導力の充実を図ることを目的としている。平成17年度は、平成16年度と同様に1年間を3期に分けてそれぞれ約2か月間に亘る6専門コースを開設し実施したが、肢体不自由・病弱教育コースの募集人員を50名に減員した。

研修内容については、国の政策課題や障害のある児童生徒の教育にかかわる共通の喫緊の課題等について共通カリキュラムを組むとともに、各コース毎に専門的な内容を組んで、講義や演習、研究協議、実地研修を実施した。講義は、本研究所の職員を中心に、大学教員等学識経験者及び実践力のある教員で行い、研究協議については、特定の課題やテーマのもとで研修員が主体的に行ってはいるが、毎回関係研究職員が参加している。

平成17年度は合計で202名が受講し全員が修了した。

この障害に対応した各専門コースは、その障害教育に関する専門的な講義や演習を中心に、喫緊の課題も各期共通事項として取り上げており、指導者養成として必須でありかつ、いわば特殊研でしかできない研修内容と考えられる。

なお、約2か月間にわたる研修期間中数コマを、従前「自己研修」として、研修員が主体的に研修する時間としていたが、社会的な誤解が発生する可能性を憂慮し、「課題研究」と名称変更し、研修員が主体的に考え図書室等で研修可能なようにするとともに、事前の計画書の提出と、研修修了後の報告書の提出を義務付け、研修員受け入れの責任を明確化するようにした。

#### 第一期短期研修

33都府県、6政令指定都市及び4国立大学から派遣された合計91名（視覚障害教育11名、聴覚障害教育16名、言語障害教育10名、情緒障害教育54名）の教員が参加し、全員が修了した。

##### <視覚障害教育コース>

8県及び2政令指定都市から派遣された11名の教員が参加し、全員が修了した。

##### <聴覚障害教育コース>

14県及び1政令指定都市から派遣された16名の教員が参加し、全員が修了した。

##### <言語障害教育コース>

7県及び1政令指定都市から派遣された10名の教員が参加し、全員が修了した。

##### <情緒障害教育コース>

29府県、5政令指定都市及び4国立大学から派遣された54名の教員が参加し、全員が修了した。

#### 第二期短期研修

##### <肢体不自由・病弱教育コース>

28都道府県、1政令指定都市から派遣された38名の教員が参加し、全員が修了した。

#### 第三期短期研修

< 知的障害教育コース >

32都道府県、5政令指定都市及び7国立大学から派遣された73名の教員が参加し、全員が修了した。

《免許法認定講習》

長期研修及び短期研修では、研修中に盲・聾・養護学校教諭の専修・一種・二種の免許状に必要な単位を取得できる免許法認定講習を併せて開設しており、長期研修では専修・一種・二種が、短期研修では一種・二種の免許状を取得するのに必要な単位を取得できる。盲・聾・養護学校の教員の特殊教育教諭免許状保有率が十分でないという実状に鑑み、特殊教育教諭免許状保有率の向上に向け、実質的に各地方公共団体を支援している。

平成17年度の研修員全体に対する免許法認定講習の履修者の割合は、65%であり、この割合は、平成16年度の73%より低い割合であった。

また、履修を申請した者の単位修得率は、97%であった。

(長期研修)

22名(1名は専修免許所持)中21名が認定講習を履修し、21名が所要の単位を修得した。うち、養護学校教諭専修免許状の取得のため単位を取得した者は8名であった。

長期研修員の単位認定状況

長期研修	グループ	視覚	第1	第2	第3	第4	第5	免許種別		
	免許種類	(盲免)	(聾免)	(養免)	(養免)	(養免)	(養免)	盲免	聾免	養免
専修免	8	/	1	1	2	1	3	-	1	7
一種免	5	/	-	3	-	2	-	-	-	5
二種免	8	/	2	1	3	2	-	-	2	6
単位修得者総数	21	/	3	5	5	5	3	-	3	18

(短期研修)

各期6専門コース併せて202名中131名が認定講習を履修し、128名が所要の単位を修得した。うち、盲・聾・養護学校教諭一種免許状の取得のため単位を取得した者は56名(盲学校教諭一種0名、聾学校教諭一種3名、養護学校教諭一種53名)であった。

短期研修員の単位認定状況

短期研修	コース	視覚障害教育コース	聴覚障害教育コース	言語障害教育コース	情緒障害教育コース	肢体不自由・病弱教育コース	知的障害教育コース	免許種別		
	免許種類	(盲免)	(聾免)	(養免)	(養免)	(養免)	(養免)	盲免	聾免	養免
一種免	56	-	3	-	14	15	24	-	3	53
二種免	72	9	10	6	19	11	17	9	10	53
単位修得者総数	128	9	13	6	33	26	41	9	13	106

(2) 講習等

名 称	開 催 期 間	受講者数 (募集人員)	受 講 資 格
特別支援教育コーディネーター 指導者養成研修	平成17年 4月19日(月) ↓ 平成17年 4月22日(金)	56名  (60名)	都道府県・政令指定都市教育委員会及び特殊教育センター等の指導主事又は特別支援教育コーディネーター指導者の候補者で研修の企画・運営に当たる者
LD・ADHD・高機能自閉症 指導者研修	平成17年 7月11日(月) ↓ 平成17年 8月 5日(金)	59名  (60名)	幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び盲学校・聾学校・養護学校の教員又は教育委員会・特殊教育センター等の教職員で、以下の要件を全て満たす者 LD等の子どもの指導・支援の経験が3年以上ある者 現在、LD等の子どもの指導・支援に携わり、指導・支援の事例(1)を研究協議で発表することが可能な者 各自治体等で実施するLD等に関わる研修履歴があり、LD等についての基礎的知識・技能を有している者
盲・聾・養護学校寄宿舎指導員 指導者講習会	平成17年 7月27日(水) ↓ 平成17年 7月28日(木)	111名  (150名)	盲・聾・養護学校の寄宿舎における幼児児童生徒の指導等に関して指導的立場にある寄宿舎指導員並びに指導主事等
訪問教育研究協議会	平成17年10月 6日(木) ↓ 平成17年10月 7日(金)	78名  (120名)	訪問教育を担当する盲・聾・養護学校の教員及び教育委員会・特殊教育センター等の指導主事等
情報手段活用による教育的支援 指導者講習会	平成17年10月17日(月) ↓ 平成17年10月28日(金)	32名  (60名)	盲・聾・養護学校及び幼・小・中・高等学校の教員又は都道府県・政令指定都市教育委員会・特殊教育センター等の教職員で、障害のある幼児児童生徒の情報教育を担当している者で、情報教育に関し指導的立場に立つ者
特殊教育諸学校・特殊学級設置校 等校長・教頭講習会	平成17年11月14日(月) ↓ 平成17年11月16日(水)	86名  (120名)	各県等で指導的立場に立つ盲・聾・養護学校又は特殊学級・通級指導教室を置く小・中学校の校長又は教頭で、以下の要件を満たす者とする。 原則として、校長にあっては、校長経験3年以上 教頭にあっては、教頭経験3年以上
自閉症教育推進指導者講習会	平成17年11月21日(月) ↓ 平成17年12月 2日(金)	35名  (60名)	以下の4つの条件を原則として全て満たす者 知的障害養護学校において自閉症のある子どもの教育の経験が3年以上ある者 本研究所の短期研修若しくはそれに相当する専門研修履歴があり、自閉症のある子どもの教育に関する基礎的な知識・技能を有している者 自閉症のある子どもの自己の指導事例を研究協議で発表が可能な者 養護学校教諭免許状を有すること
交流及び共同学習推進 指導者講習会	平成17年11月24日(木) ↓ 平成17年11月25日(金)	108名  (150名)	都道府県・政令指定都市教育委員会の指導主事等又は小・中学校・高等学校及び盲・聾・養護学校の教員で、各地域で既に指導的な立場にある者及びこの講習会等を経て、今後、指導的な立場に立つ者
講習会等合計		565名  (780名)	

ア 特別支援教育コーディネーター指導者養成研修

本研修は、各都道府県における特別支援教育コーディネーター(小・中学校、盲・聾・養護学校等における校内外の連絡調整等を担当する者)の養成・研修にあたる者の企画・立案力の向上を図ることを目的として、5日間の日程で開催し、46都道府県及び10政令指定都市教育委員会から派遣された教育委員会、教育センター等の指導主事を中心に56名が受講し、全員が修了した。

研修では、個別の教育支援計画が盲・聾・養護学校では17年度までに、小・中学

校においても今後策定することが必要となることを踏まえ、新たな研修の内容として取り上げチーム支援やネットワークを活用した支援を支えるツールとしての個別の教育支援計画の意義を確かめるとともに、その背景となる地域の支援体制やネットワーク構築に向けての行政や学校の役割、また、校内のチーム支援体制の構築の在り方などについて取り上げた。その他、すでに特別支援教育コーディネーターとして活動している者を対象としたフォローアップ研修のプログラム案を作成する内容も設定し実施した。

#### イ LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修

本研修は、各都道府県等におけるLD・ADHD・高機能自閉症(以下、「LD等」という。)の子どもに対する指導・支援について指導的立場にある者を対象に、専門的知識及び技能を高め、各自治体の指導・支援の向上・改善を図ることを目的とし、4週間の日程で開催し、45都道府県及び4政令指定都市及び1知事部局から派遣された教員等59名が受講し、全員が修了した。受講者の約6割は小中学校の教員であった。

研修では、発達障害者支援法の趣旨や国の特別支援教育体制推進事業の拡充に対応して、就学前から後期中等教育段階を網羅するよう充実し、参加教員の実践例をもとにした事例協議及び研究所職員や専門家の講義、保護者との協議から構成したほか、新たに4週間の研修のまとめとして「各自治体での指導・支援の充実に向けて」と題した協議を設け、LD等の子どもの指導・支援の充実に向けて、研修受講者として各自治体や学校で「できること」について協議した。

また、近年、少年矯正施設に収容される少年の持つ問題性が多様化・複雑化しており、それら少年処遇に当たる矯正施設職員の能力向上に資する研修を実施することが喫緊の課題となっており、法務教官に特殊教育に関する知見を身に付けさせたいとの法務省からの要請を受け、関東医療少年院、神奈川医療少年院及び矯正研修所の教官延べ26名が一部講義を聴講した。参加した法務教官等からは、当該の問題を抱える少年を多く指導・処遇する上できわめて有意義で、今後とも同様な研修を望みたいとの感想が寄せられた。

#### ウ 盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者講習会

本講習会は、盲学校・聾学校・養護学校の寄宿舎における子どもの指導に関して、各都道府県等において指導的立場にある寄宿舎指導員又は指導主事を対象に、寄宿舎指導員の専門性の向上及び寄宿舎における指導等の充実を図ることを目的として、2日間の日程で開催し、各都道府県から111名が参加した。

講習では、文部科学省特別支援教育課から特別支援教育の推進についての講演、全体発表、研究所研究職員による研究活動の成果を踏まえた子どもの生活面を重視した講義並びに部会別協議で構成し、部会別での研究協議は、学校種別毎の4部会(盲学校部会(26名)、聾学校部会(20名)、知的障害養護学校部会(37名)、肢体不自由養護学校・病弱養護学校部会(27名))に分かれて実施した。

#### エ 訪問教育研究協議会

本協議会は、障害の状態等により通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育(以下「訪問教育」という)を担当する教員等の専門性の向上を図り、もって訪問教育の充実に資することを目的とし、2日間の日程で開催し、94名(うち長期研修・短期研修中の研修員16名)

が参加した。なお、同時期に短期研修の肢体不自由・病弱教育コースを実施しており、関係する内容であることから、肢体不自由・病弱教育コースでは、1日目を共通とし研修員38名も参加した。2日目は課題研究の時間として設定し、参加が可能なよう調整を図った。

昨年度に引き続き参加者には、分科会での研究協議を円滑に進めるため日頃の実践で工夫していることや課題となっていること等についてレポート（A4版1頁程度）の作成・提出を求め、講習の内容に反映させることとした。個人情報保護の観点から、記述内容を見直し今回このレポートは参加者に還元することができた。

協議会では、訪問教育の現状と課題についての全国的な動向を共有するとともに、実践報告等について、研究協議を行った。卒業後への移行、多職種との連携、教材・教具の工夫といった特徴ある取り組みの視点から3つの実践報告及び分科会を実施した。

#### オ 情報手段活用による教育的支援指導者講習会

本講習会は、障害のある子どもの情報教育を担当する教職員で各県等で指導的立場にある者に対して、情報手段活用による教育的支援（アシスティブ・テクノロジー）等の専門的知識及び技能を高め、その指導力の向上を図ることを目的として、2週間の日程で開催し、28都道府県及び1政令指定都市から32名が受講し、全員が修了した。

講習では、障害のある幼児児童生徒に対する情報教育・情報手段活用による教育的支援（アシスティブ・テクノロジー）等に関する講義、障害に即した機器の工夫や教材の作成についての実技演習等を行うこととし、演習を多く取り入れた構成とし、「特殊教育における情報手段（アシスティブ・テクノロジー）活用の意義」や各障害種別に対応した情報手段活用の実際、並びに教材作成演習やアクセシビリティチェックの実習等を行った。

#### カ 特殊教育諸学校・特殊学級設置校等校長・教頭講習会

本講習会は、盲・聾・養護学校及び特殊学級設置校等の校長又は教頭で、各県等で指導的立場に立つ者に対し、今後の特別支援教育に関する課題や学校運営上の諸問題について、その識見を高め、指導力の向上を図ることを目的として、3日間の日程で開催し、40都道府県、7政令指定都市及び1国立大学から86名が受講し、全員修了した。

講習では、学識経験者による講演「今後の学校教育の課題と方向性 - 中教審の審議等を踏まえて -」、保護者代表による講演、厚生労働省関係官による講義、校種別部会、課題別研究協議（分科会）及び研究職員による分科会報告と総括講義を行った。

校種別部会では、当研究所の担当研究職員が管理職である受講者と学校運営上の諸課題について情報交換する良い機会となった。また、課題別研究協議では、実質的に全国特殊学校長との連携協力の基、研究所の研究活動等を踏まえ 個別的教育支援計画と学校マネジメント、学校の危機管理、交流及び共同学習の3分科会を設け、受講者等から話題提供を踏まえ、協議を行った。

なお、課題別研究協議に設定したテーマについて、予め受講者に参加希望と学校における実践の状況を記述いただき、講習の内容に反映させた。

#### キ 自閉症教育推進指導者講習会

本講習会は、各県等において自閉症教育推進の指導的立場にある者に対して、専門

的知識及び技能を高め、各学校に在学する自閉症のある子どもに対する指導力の向上を図ることを目的として、本研究所と筑波大学附属久里浜養護学校が共同で企画・実施することとし、本年度新たに実施することとしたものである。9日間の日程で開催し、32県・3政令指定都市及び2国立大学から派遣された35名が受講し、全員修了した。この講習でも、受講者には自閉症教育を巡る状況について、レポート（A4版1頁程度）の作成・提出を求め、講習の内容に反映させることとした。なお、このレポートは受講者に還元するとともに、研究活動等の資料ともしている。

講習では、自閉症教育に関する専門講義とともに、班別で久里浜養護学校各教室の授業に参加、体験した授業実践について分析し、翌日の授業改善の方策を協議する授業実践演習及び協議を中核としつつ、各地域の課題の解決を図るべく全体での研究協議を行った。

#### ク 交流及び共同学習推進指導者講習会

本講習会は、各県等における交流及び共同学習を推進する立場にある者を対象に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め交流及び共同学習と障害の理解推進に資することを目的とし、2日間の日程で開催し、44都道府県及び7政令指定都市から派遣された108名が参加した。今回あらたに、参加者には、分科会での研究協議を円滑に進めるためレポート（A4版1頁程度）の作成・提出を求め、講習の内容に反映させることとした。なお、このレポートは参加者に還元するとともに、研究活動の資料ともしている。

講習では、1日目を文部科学省関係官による講演「特別支援教育における交流及び共同学習の推進に向けて」と研究職員〔「交流及び共同学習」に関する調査研究チーム〕による講義「交流及び共同学習の現状と課題 - 調査研究を踏まえて」を行い、国としての基本的な考え方や調査研究を踏まえた各学校等での推進状況を全参加者で共有することができた。また、2日目は午前中を実践報告「交流及び共同学習の実践」と題し、盲・聾・養護学校を中心とした実践1校、小・中学校を中心とした実践1校の発表を受け、具体的な交流及び共同学習の取り組みとその成果及び課題を考える機会とした。午後は、研究協議 - 課題別分科会 - としてレポートに基づく5分科会を構成し、各地域において交流及び共同学習を積極的に推進していくための諸課題について協議を行った。



## 2 研修・講習受講者に対するアンケート調査

長期研修、短期研修及び各種講習会等については、概ね4段階法で受講者の満足度についてアンケートを実施しており、不断の改善・充実に結果を反映させているが、以下のとおり結果となった。

	とても満足だった(大変有意義だった)	満足だった(有意義だった)	どちらかといえば満足でなかった(有意義でなかった)	満足でなかった(全く有意義でなかった)
長期研修	69%	26%	5%	-
第一期短期研修	55%	43%	1%	1%
第二期短期研修	62%	38%	-	-
第三期短期研修	70%	30%	-	-
特別支援教育コーディネーター指導者養成研修	48%	52%	-	-
LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修	70%	30%	-	-
盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者講習会	16%	72%	6%	6%
訪問教育研究協議会	51%	46%	3%	-
情報手段活用による教育的支援指導者講習会	42%	55%	3%	-
特殊教育諸学校・特殊学級設置校等校長・教頭講習会	21%	72%	7%	-
自閉症教育推進指導者講習会	31%	59%	10%	-
交流及び交流学習推進指導者講習会	20%	76%	3%	1%

どの研修・講習会等においても「とても満足だった(または「大変有意義だった」)」「満足だった(または「有意義だった」)」を合わせた回答は概ね90%以上であった。特に、長期研修、短期研修、特別支援教育コーディネーター指導者養成研修及びLD・ADHD・高機能自閉症指導者研修は、満足度が高く、本研究所の研修事業が、教育現場の喫緊の課題を受け止めたものであるとともに、研修の支援体制を充実したことの効果があったものと受け止めている。しかし、一部の講習会等において、「どちらかといえば満足でなかった(または「やや有意義ではなかった」)」「満足でなかった(または「有意義ではなかった」)」との意見もやや有り、謙虚に受け止めその改善を図っていくことも必要である。

## 3 研究活動との連携の状況

本研究所では、研究活動を核として、研修事業や教育相談活動等を一体的に進めていくこととしており、研究職員が担当する講義・実習等においては、研究活動の成果を適切に研修内容に反映し、最新の知見や研究データをもとにした研修内容が組み立てられている。

また、研修・講習等の受講者からも、教育現場の現状や抱えている課題等の情報を得て、研究活動等に反映している。

研究成果を研修内容に反映した例は、47頁 - 4 - (3)研修における活用例に記述している。

#### 4 研修事業の見直しと改善への取り組み

平成17年度は、本研究所の第一期中期目標計画の最終年度であり、文部科学省の独立行政法人評価委員会国立特殊教育総合研究所部会等の議論及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」等を踏まえて、平成18年度からの第二期中期目標・計画の策定に向けた研修事業の改善・充実の検討を行った。

平成18年度の研修事業は、概ね平成17年度と同様の形態で実施することとしたが、第二期の中期目標・計画を踏まえて、次のような改善を図ることとされた。

##### 長期研修の見直し

長期研修（特殊教育指導者養成研修）については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、平成18年度限りで廃止するが、平成17年と同様に実施することとした。

平成19年度からは、各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする「研究員制度（仮称）」を実施するが、平成18年度は、その制度設計及び各都道府県への周知を行うこととした。

##### 短期研修の見直し

研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中で生かせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進め、共通事項の再設定とともに、専門コースの内容について体系化を図るよう準備を進めた。また、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目についてはインターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう、講義配信のコンテンツの整備状況を踏まえつつ検討することとした。

##### 講習等の見直し

研究所のプロジェクト研究や課題別研究等の成果を研修内容に反映するよう内容の改善に努めるとともに、研修、講習会、協議会の名称を整理し、次の3区分による研修を実施することとした。

- 1) 特殊教育政策上重要性の高い研修
  - 交流及び共同学習推進指導者研修
  - 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会
- 2) 特殊教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修
  - L D・A D H D・高機能自閉症指導者研修
  - 自閉症教育推進指導者研修
- 3) 地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修
  - 情報手段活用による教育的支援指導者研修
  - 盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者講習会

また、各種研修は、都道府県等において研修受講候補者の積極的な派遣について検討できるよう、今回全ての研修の実施要項を決定し、17年度内に通知した。

なお、文部科学省事業の盲・聾・養護学校教員専門性向上事業を夏期の期間に実施するため、実施時期の変更を行うとともに、「特殊教育諸学校・特殊学級設置校等校長・教頭講習会」及び「訪問教育研究協議会」の二つを休止することとした。

文部科学省事業の盲・聾・養護学校教員専門性向上事業の企画等への貢献

前出の盲・聾・養護学校教員専門性向上事業の平成18年度実施に向けて、所内に指導者養成用テキストを開発研究する編集委員会を組織し、テキスト原案の執筆を開始するなど、文部科学省との密接な連携・協力を推進することとしたこと。

## 5 情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供

### (1) インターネットを活用した講義配信の実施

本研究所においては、平成16年度から各都道府県等の特殊教育センター等における教職員の研修や各学校内の研修の充実に資することを目的として、本研究所の短期研修等における所内講師に係る講義の一部を中心として収録し、インターネットを利用した講義配信を実施している。

平成17年度には、配信する講義15本を新たに公開し、専門性の高い内容や喫緊の課題など、合計59本と拡充している。

利用は、利用機関から「v-haisin@nise.go.jp」宛、利用希望日時、講義テーマ名及び利用機関名を申請することにより、視聴用ID及びパスワードを配布し、いつでも全ての講義を視聴することが可能であるよう、利便性の向上を図っており、17年度にはあらたに53機関(累計239機関)から申請を受け付け、延べ154回(累計延べ774回)視聴され、研修に活用されている。

### (2) 全国の研修事業の情報提供の実施について

各都道府県等において実施する特殊教育に関する研修の企画立案に資するため、各都道府県等の特殊教育センター等において実施している研修、講習会の内容や講師等の情報を「特殊教育センター等研修情報データベース」として、研究所Webサイトを通じて提供している。

平成17年度は、新たに、721件のデータを増加し、収録件数は1,857件となったところである。

特殊教育センター等研修情報データベース

機関別一覧URL <http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/list/kenshu/index01.html>

主題、目的別URL <http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/list/kenshu/index02.html>

## 6 重複障害等教育海外調査派遣事業

特殊教育の充実振興を図ることを目的として、盲学校、聾学校又は養護学校の教員等が、重複障害、自閉症等の障害のある幼児児童生徒の教育について成果をあげている欧米諸国のうち原則として1か国の教育について、この教育の内容・方法に関し具体的目標及び構想をもって原則3か月以内で調査研究を行いその研究成果の普及を図る事業に対し、これに必要な経費(航空賃、滞在費及び支度料)の一部を補助(1人当たり50万円)している。

平成17年度は、各都道府県・政令指定都市教育委員会及び関係国立大学等からの推薦に基づき、金沢大学教育学部附属養護学校教諭1名を派遣した。調査研究結果についての報告書（概要）は研究所Webサイトに掲載している。

調査研究国：イギリス

（John McKeown学校心理士協会及びイギリス国内の特別学校・特別学級）

派遣者：金沢大学教育学部附属養護学校 河野 俊寛 教諭

調査研究期間：平成17年12月15日～平成18年3月4日

調査研究事項

- （1）インクルージョン社会における自閉症学校・自閉症学級での教育方法について
- （2）イギリスの特別支援教育事情について

## 7 まとめと今後の課題

平成17年度の研修事業は、受講者のアンケート結果でも、研修・講習会についておおむね90%以上の受講者からプラスの評価を得ており、研修内容は適切なものであったと考えられる。

今後、平成18年度からの第二期中期計画期間においては、研修成果の還元や任命権者である教育委員会等に対するアンケート調査を実施し、検証及び改善の検討をするとともに、中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」及び特別支援教育への移行に係る学校教育法や教職員免許法の改正等を踏まえた研修内容の改善についても、検討を進めていくことが必要である。